

議案第7号 平成26年度倉吉市一般会計予算

<2款1項1目「行政改革懇談会・まちづくり評価会議」>

『藤井』 2款につきましては、1項1目「行政改革懇談会・まちづくり評価会議」に関して「1項9目 交通安全対策（企画、定住自立圏）」についてお伺いします。

まず、2款1項1目 行政改革懇談会・まちづくり評価会議についてです。

(1)(事業一覧表の中には)「行政改革懇談会・まちづくり評価会議」とありますが、どのようなものなのでしょう。また、「事務改善提案報奨金」というものも事業一覧表に載っています。職員のいわゆる職務の「かいぜん」にかかわる事柄で、創意工夫が行われることはよいことだと思います。小さなことの積み重ねで市民サービスがよくなります。どんどんやっていって欲しいと考えますが、実際どのようなことがあったのでしょうか。また、採用されて業務に生かされたこともあるのですか。

『総務部長』 行政懇談会：簡素で効率的な市政を推進する目的で設置しています。行政改革プランに基づく各課の行政改革工程表を作成中です。まとも次第会議を開催する予定です。

まちづくり評議会：限られた資源であるカネ・ヒト・モノ等の活用を目的とし、業務の効率化に向けて内部の姿勢につながる事務事業評価の取組を発展させ、外部の視点である市民の皆さんの事務事業の目的の妥当性なりやり方の効率性、公平性の観点で見直しをするものです。平成22年度から実施し、約200事業のうち抽出する事業を選定しています。それができ次第会議を開催予定です。

事務事業改善提案報奨金:本市の事務事業や制度について、改善・提案できる機会を与えて実効性のある優れた提案を報償することで、職員の改善意欲を高めて、事務能率の向上を図ることを目的としています。採用すれば、図書カード1000円で20件を予算化しています。本年度は18件ありました。一例としてですが、これまで健康診断の窓口が国保の担当課である医療保健課とトータルで関わる保健センターに分かれていました。分かれていることで弊害があるということで、提案をうけて来年度から一本化することになりました。

『藤井』(2)「行政改革懇談会・まちづくり評価会議」につきましては、外部評価の一環であることが理解できました。

外部評価はそれはそれで必要ですが、それ以上に大切なのは、内部評価(事務事業評価等)であると考えます。市長は、私の一般質問、総合計画の評価に関する質問の中で「予算編成は意識調査等の結果が分からない段階でやっている格好になっているので、これからは、こういった形でこれらとリンクさせていくのかあるいは活用していくのか、よく考えていきたいと思っています。」と答えられました。

第11次総合計画の成果指標などを含め、評価をきちんとし、振り返り、次の計画に生かすことがこれまで以上に必要となっています。今年度は、事務事業評価の成果指標のまとめももうすぐできると聞いています。他市や県などでは、この手法を毎年きちんと用いながら予算に生かしています。事業のスピードアップ・計画的な作業

計画のもとサマーレビュー（10月頃までに予算編成前に業績評価・事業（予算）化をする）などができればよいと考えます。倉吉市の今後の取組に取り入れて欲しいし、できると思いますがどうでしょうか。

『総務部長』 評価を予算に反映していくべきだというご指摘ですが、今議会で事務評価してシートを配布しているが、このシートをベースに9月の定例会の決算認定の際に実績や評価を加えた決算ベースでの事業シートを配布することとしています。

このシートを担当課で作成する中で、各事業の振り返りをして、実績や効果、課題を評価して次年度の財政課や支庁の予算ヒアリングに、予算に反映していくこととしています。ただ、これに限らず、いろんな方法が全国各地から入ってくるので、どんなやり方をしておられるのか、随時研究しながら日常的な改善なり点検を進めていきたいと考えています。また、市報やホームページなどでもこのことについて載せるよう検討しています。

< 2款1項9目 交通安全対策（企画、定住自立圏） >

『藤井』 ここに、倉吉駅から割と近い上北条の小田東地区で「バスアンケートについて」調査されたものがあります。詳しくは別の機会に紹介したいと思いますが、大まかな傾向として次のような回答が目立ちました。「バスの便が悪いのでもっと小田東の方も通るようにしてほしい。」という回答と「今は自家用車を使っているのでよいが、いつまでも乗れないので、もう少ししたらバス利用が必要になる」と答えた方が多いのです。高齢化の進む社会にあって所謂交通弱者への対応が迫られていることがわかります。

そこでお聞きしますが、市内の公共交通（バス）の利用状況はどうなっていますか。また、利用者が減るとバスの便を減らしたり補助金を使ってカバーしてきていますが、この繰り返しで悪循環となっています。しかし、少子高齢化社会では、公共交通の大切さは増すので、公共交通の維持、補助金も必要です。補助金の額及び内容・使い道などについてお伺いします。

『企画部長』 バスの利用者について、平成17年度中部圏域で158,900人、平成24年度112,100人まで落ち込んでいます。それに伴い、市の補助金は平成17年度7778万円、平成24年度は1億1135万円となっています。

『藤井』 補助金の有効な使い方、つまり、バス路線のありかた（幹線の利用者数・率の調査、フィーダーバス：幹線（駅など）と接続して支線の役割をもって運行される路線バスであるとかデマンドバス・デマンドタクシーの導入などがこれまで以上に必要となっています。バスなどの公共交通については、広域にわたるので「鳥取県中部地域公共交通協議会」でも検討されています。倉吉市にも「倉吉市地域公共交通会議」がありますが、「倉吉市地域公共交通会議」の目的や話し合いの内容などについて説明をお願いします。

『企画部長』 地域公共交通会議について、バスの運賃など改正や例えばNPO有償運送を

する場合の料金の事項、その他、市内を走るバス路線の見直しをする場合の方法などを有識者の方などを交えて行っています。

『藤井』 安心・安全で住みやすいまちづくりにおける公共交通機関の維持・整備が必要です。補助金等を有効に生かすためにも、これまで以上に市民の声を聞く、現地の状況をきちんと把握する現場主義が大切になっています。

また、新聞に、「交通政策基本法」「地域公共交通活性化再生法」の改正の記事が載っていました。公共交通の整備・運営は大切なことであり、住みよいまちづくりのためにもぜひとも国の支援など活用できる者は活用して行ければよいと考えますが、「交通政策基本法」「地域公共交通活性化再生法」について簡単な説明と、倉吉市の公共交通の利便性向上に向けた取組や考えをお伺いします。

『企画部長』 中部地区のバスのあり方といったことについて、いろいろな意見を聞くこと、例えば今年の会議でも終バスの時刻がもう少し遅いと便利だなあという意見があり、実際に終バスの一便を遅らせた事例もありました。今後もきめ細かく議論していきたいと考えています。

新たな法律の関係について、「交通政策基本法」は、国として大きく基本計画をまとめて、公共交通のあり方を指し示すものです。

「地域公共交通活性化再生法」の改正について、これがわれわれ地域每どういった交通ネットワークをつくっていくのがよいかといったことを具体的に考えていくための手段・使える法律になるのだろうと思っています。ただ、法案自体が出たところで、具体的な各地域でこうやって利用するんだということが示されていません。公共交通会議の中にも国交省運輸局の方も入っていただいているので、随時最新の情報を提供いただいて勉強しながら最も使いやすいところを使わせていただいて、望ましい公共交通のあり方を追求していきたいと思えます。

< 9 款 1 項 5 目 災害対策、地域防災向上対策等 >

『藤井』 災害はいつどこで、どのタイミングで起こるか分かりません。地域防災計画について、東日本大震災等をうけて防災対策の整備・計画の見直しが進められていると思います。倉吉市における防災計画の状況についてお伺いします。

『総務部長』 平成 18 年の修正以来、平成 24 年・平成 25 年と修正作業を進めています。全国的な状況では、東日本大震災後、災害対策基本法改正、男女共同参画の視点から取組方針が示され、水防法改正されています。水防対策の手引きも示されています。鳥取県では、東日本大震災を踏まえた改正なり、津波想定からの修正、島根原発被害を想定しての原子力災害の追加、県の防災計画の修正が行われています。こういったことを受け、市としても市の防災計画の修正を行い、平成 26 年 2 月に開催した防災会議で承認をいただいています。現在軽微な修正を行ったり、県の防災計画と

の整合を図ったりしているところです。そうしたことを行った上で、市議会にも報告させていただく予定です。市のホームページにも載せたりして必要な情報を市民の皆さんにもお知らせすることになっています。

『藤井』 大規模災害が発生した場合、市の災害対策本部が設置され、避難計画に基づいて避難所も設置されると思います。市の避難所として、指定避難所と第一次避難所があります。指定避難所と第1次避難所のちがいと役割などについてお伺いします。

また、市の避難所における用具(毛布・食料等)の備蓄の状況はどのようになっているのでしょうか。

『総務部長』 避難所の条件は、安全かつ迅速に避難と誘導ができること、洪水や土砂災害に対する安全が確保できるか、市民が避難するときによく知っていることも必要になるので、施設の公共性も必要になってきます。

生活必需品などの供給ができるかということに合致したところを指定しています。具体的に市の保育所・小中学校・公共施設、それと協定しているJAなどの民間施設を含めて52カ所を指定避難所としています。第1次避難所については、自主避難をする、避難勧告、避難指示といった段階がありますが、自主避難者に対しては、できるだけ近いところがよいので、地区公民館や児童館など27カ所を指定しています。

備蓄の件については、避難所の運営を行うにはいろいろな備品が必要になってきますが、物資の関係、例えば猛雨とか飲料水、非常食などは現在、市内にある伯耆しあわせの郷と明倫小学校の空き教室、関金庁舎の方に備蓄しています。

『藤井』 災害が発生したときに、適切な情報提供・発信ができたかできなかったかで生死を分けることもあります。テレビやインターネットなどのメディア情報の活用はもちろん大切ですが、市の災害対策本部からの情報が最も信頼のある判断要素となります。災害時には「早く、的確な情報」ということが大切です。市からの「防災行政無線」「メール」「電話」「FAX」等情報伝達手段はどのような段階・方法で使うようになっているのでしょうか。決まり事があれば教えてください。

『総務部長』 通常の場合、災害対策本部を開設するまでいかない場合、適宜防災安全課の方で情報を伝えるようにしています。主に、防災行政無線を使っての情報提供になります。また、緊急時に使うためには訓練も必要なので、毎年緊急地震速報やJアラートの伝達訓練もしています。いろんな設備が被災した場合に、バックアップする体制も整えていて、例えば防災行政無線の移動計、トランシーバーや衛星携帯電話での通信もできるようになっています。それから、避難所の近くに防災無線の拡声器があり、移動無線機器を取り外して、市の災害対策本部との避難所との無線用相互通信ができるシステムもあります。

『藤井』 市民の生命を守り、安心・安全な生活を送るために、いつ起こるか分からない災害に対して、常日頃から防災面での啓発・訓練等をしておくことが大切です。国や

県レベルの大がかりな訓練も必要です、市の地域防災計画に基づいた身近なレベルでの防災対応が最も重要で実践的であると考えます。防災意識の向上、具体的な避難訓練等に市民も市行政の関わりを期待しています。啓発活動・防災訓練などに関する考えや取組についてお伺いします。

『総務部長』 市民への防災意識向上のための研修とか訓練について自治公民館、自主防災組織を単位とした研修や避難訓練、希望に応じて実施しています。昨年度から自治公民館毎に、住民の皆さんと一緒に防災マップの作成に取り組んでいます。その作業をする中での防災意識の話もさせていただいている。特に、いつどこで災害が発生するか分からないので、自らの命を守っていく自助、地域の中で助け合う共助、そして公助、市としてもしっかりと対応してまいります。

<議案第33号 倉吉市防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について>

『藤井』 安全・安心で快適なまちづくりの拠点の一つとして防災センターが開設されます。その役割に期待をしているところですが、第5条「開館時間及び休館日について」開館時間が午前8時30分から午後10時までと長時間にわたりますが、職員体制はどのようなになっていますか。

『総務部長』 防災安全課の嘱託職員1名と福祉課の嘱託職員1名の2名の体制で業務を行うこととなります。なお、午後5時以降の貸し館業務がない場合は午後5時以降は閉館することとしています。